

平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の追加公募について

1 公募の趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（平成30年度～平成32年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、補助金を活用した募集（公募）を実施します。

なお、補助対象とはなりません。この募集によらず随時に整備することも可能です。詳細は「平成30年度千葉市地域密着型サービス事業者募集（随時募集分）の手引き」に記載しています。

2 募集するサービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3 募集地域及び募集数

(1) 募集数

1事業所

(2) 募集地域

区	圏域	町名
花見川区	—	全域
緑区	第1圏域	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
	第3圏域	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町

(3) 募集種別

一体型・連携型どちらでも可

4 公募の要件

- (1) 事業を実施する法人（当該法人の役員等の中に暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。（法人設立予定のものを含む。）
- (2) 募集地域の日常生活圏域を含む区をサービス実施地域とすること。ただし、サービス提供に支障がない場合、周辺区域へのサービス提供を可能とする。
- (3) 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第65号）など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。

- (5) 原則として平成31年4月1日までに事業者指定を受けること。(平成31年3月15日までに事業者指定に係る審査を受けること。)
- (6) 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。

5 公募スケジュール (予定)

公募申込みを行った事業者を対象とした説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みの上、説明会に参加してください。

7月 3日	公募申込み受付開始
7月24日	公募申込み受付締切
7月30日	事業者説明会
8月上旬～	公募申請書受付
8月下旬	公募申請書受付締切
9月～10月初旬	審査、選定
10月初旬～中旬	あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取
10月中旬～下旬	選定事業者の決定

※ 今回の募集の詳細については、説明会においてお示しします。

※ 整備事業者として選定後は、あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取を行います。その後、施設設置に係る事前協議を開始し、事前協議終了後、速やかに整備に着手してください。

6 公募申込期間及び申込方法

申込期間：平成30年7月3日（火）～7月24日（火）（土・日・祝日を除く。）

午前10時～午後4時

申込方法： 以下の書類を千葉市介護保険事業課の窓口へ直接お持ちください。

申込期間の終了間近は混み合うことが予想されますので、なるべく早めの申込みをお勧めいたします。

なお、必ず事前に電話で日時を調整した上で、お越してください。

<公募申込提出書類>

- ① 平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護追加公募申込書
- ② 法人の概要（法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等）

7 留意事項

- ・ 過去3年間（平成27年～29年度公募）、本市の高齢者施設の公募で選定された後、辞退した法人は、本公募に応募できません。ただし、随時募集において整備した場合は応募が可能です。
- ・ 公募申込みを行った事業者を対象に、説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みを行い、必ず説明会に参加してください。（説明会に参加した事業者のみが公募に参加することができます。）
- ・ 公募申込みについては、運営予定法人（法人設立予定の場合も同じ。）とします。公募申請書は、公募申込みをし、説明会に参加した運営予定法人のみ提出できます。（公募申請書の数は、1運営法人につき1部に限ります。）
- ・ 説明会の詳細については、公募申込みを行った事業者に後日ご連絡します。

- ・ 公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- ・ 説明会の後、公募申請書の受付を開始します。必要書類、提出期間及び審査基準等は、説明会でお示しします。
- ・ 本件公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

8 補助金について

県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所整備に係る経費について、補助を実施する予定です。
ただし、本補助金は、県との協議により決定されることから、公募途中において、募集数を変更する可能性や交付されない可能性があります。金額等の詳細については、説明会でお示しします。

9 提出・問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課事業所支援班

TEL : 043-245-5062

FAX : 043-245-5621

e-mail : kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp